

# 許可申請等が不要となる 「通常の営農行為」について

～盛土規制法に関する申請者向け説明会 第2部資料～

# 農地等の取扱いについて

## 【相談窓口等について】

- 農地等については、その権利移動や転用に関して農地法の規制対象となっています。
- 農地法の相談窓口は、農地等の所在する各市町村の農業委員会となっています。
- 盛土規制法の規制対象外となる「通常の営農行為」への該当等に関しても、農地法等の手続等と併せて、農業委員会へ御相談ください。

## 【なぜ農地等は盛土規制法の規制対象外となるか？】

- 営農行為のような土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないためです。